

令和8年4月（令和8年度第1回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和8年4月23日(木) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委員	1番	立 迫 直 美
委員	2番	坂 口 利 邦
委員	3番	横 山 一 郎
委員	4番	内 村 綾 美
委員	5番	内 村 香 織
委員	6番	山 下 昭 司
委員	7番	福 田 智 浩
委員	8番	中 村 重 治
委員	9番	藤 井 勇 次
委員	10番	上名主 辰 也
委員	11番	上高原 正 人
委員	12番	黒 江 幹 也
委員	14番	美 坂 美智子
委員	15番	大 窪 輝 則
会 長	16番	永 野 易 美

4. 欠席委員

5. 議事録署名委員 9番 藤 井 勇 次 10番 上名主 辰 也

6. 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条許可申請の件について
議案第3号 農業振興地域整備計画変更の件
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の
規定による農用地利用集積等促進計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積事業計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
4 令和8年度最適化活動の目標設定について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 次長兼係長 湯地 紀宏 主事 宮本 晴生

10. 閉会

第1回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和8年度肝付町農業委員会第1回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は15名中15名で全員出席です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして永野会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、9番の藤井勇次委員と10番の上名主辰也委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第1号から議案第4号まであります。報告協議が1から4番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は、4月1日に役場辞令交付式に出席しました。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は12件の申請です、所有権移転の売買が7件と贈与が5件となっています。売買の7件は、田が6筆で10,966平方メートル、畑が2筆で1,328平方メートルです。贈与の5件は田が4筆で3,726平方メートル、畑が2筆で2,478平方メートルという内訳になっています。</p> <p>整理番号1番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が後田字〇〇 〇〇番、畑が1筆で1,067平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で921平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で605平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で1,411平方メートルです。</p> <p>整理番号5番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が北方字〇〇 〇〇番外1筆、畑が2筆で2,282平方メートルです。</p> <p>整理番号6番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番、田が1筆で1,193平方メートルです。</p> <p>整理番号7番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で731平方メートルです。</p> <p>整理番号8番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇番、田が1筆で1,957平方メートルです。</p> <p>整理番号9番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏外4名から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で723平方メートルです。</p> <p>整理番号10番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇番、田が1筆で1,981平方メートルです。</p>

事務局	<p>整理番号11番は、〇〇府の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が野崎字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で523平方メートルです。</p> <p>整理番号12番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が野崎字〇〇 〇〇番〇外1筆、田が2筆で5,104平方メートルです。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から12番まであります。お目通し下さい。12件の申請について審議に移りますが、番号の10番に福田智浩委員の関係する所有権移転売買の申請がありますので、この案件から審議したいと思ひます。福田委員の退席をお願いします。（福田委員退席）</p>
議長	<p>それでは10番の所有権移転について審議します。異議、意見等ございせんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、所有権移転売買の10番については提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席）</p> <p>10番を除く他の11件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございせんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第1号農地法第3条許可申請の12件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第2号農地法第5条許可申請の件「5-8-1」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-8-1」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号〇号の〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇府〇〇市〇〇 〇番地の〇の〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇番〇外1筆、地目は畑、面積は490平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅で、現在借家住まいのため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇こども園の南側です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-8-1」については、私と大窪委員で現地調査を行いましたので、大窪委員に現地調査の報告をお願いいたします。はい、大窪委員。</p>
大窪委員	<p>15番、大窪です。「5-8-1」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>4月17日に、永野会長、私と事務局が2名で現地調査を行いました。この地図の南側の方向が〇〇になります。申請地は、工事中の道路に面しており、生活雑排水処理についても、道路排水に流し込むということで、その他には何ら問題ないかと思われまますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-1」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございせんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-1」については、許可相当の意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>議案第3号農業振興地域整備計画変更の件「変-8-1」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農業振興地域整備計画変更の件「変-8-1」について、ご説明いたします。</p>

	<p>申請人が肝付町後田〇〇番地の有限会社 〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇、地目は畑で面積は878平方メートルです。用途につきましては家畜埋却予定地で、家畜伝染病予防法により、家畜を焼却または埋却が必要となる場合に備えた土地を確保するため申請が出ています。</p> <p>区分変更後の農地の区分は農用区域内農地の農業用施設に該当いたします。場所につきましては〇〇付近の畑です。</p> <p>面積根拠については、定められた面積をもとに畜産課で作成したものになります。また、家畜の埋却が必要となるまでは、今まで通り農地として使用します。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、「変-8-1」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>9番、藤井です。「変-8-1」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>4月17日に、永野会長、私と事務局が2名、農業振興課職員2名、申請人で現地調査を行いました。</p> <p>場所は国見から〇〇へ抜ける道路沿いの右側になりますが、国の方針に則ったことであるので、何ら申し上げることはないところですが、病気等が発生するまでは現状のまま畑として使用するということでしたので、何ら問題ないかと思われま、皆さんのご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-8-1」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-8-1」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>「変-8-2」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>農業振興地域整備計画変更の件「変-8-2」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が鹿屋市串良町〇〇 〇〇番地〇 〇〇ハイツ〇棟〇〇号の〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇の一部で、地目は畑、面積は1,053㎡のうち500㎡です。用途につきましては一般住宅で、現在借家住まいのため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。</p> <p>除外後の農地の区分は第1種農地で集落接続施設に該当いたします。</p> <p>場所につきましては〇〇の南西側です。</p> <p>配置図につきましては図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、「変-8-2」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、山下委員。</p>
山下委員	<p>6番、山下です。「変-8-2」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>4月17日に、藤井委員、私と事務局が2名、農業振興課1名、申請代理人で現地調査を行いました。見取り図写真にはないですけれども、すでに申請地周辺には住宅が建ちなんでおりまして、生活雑排水については、東側の畑の部分まで盛土をして、西側の道路排水に流し込むということで、何ら問題ないかと思われま、皆さんのご審議をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-8-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-8-2」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして5ページをお開きください。</p> <p>議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農</p>

	<p>用地利用集積等促進計画案の件」について、令和8年4月集計分を事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」の令和8年4月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転はありませんでした。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が5件の5筆で9,517平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定で、田が28件の51筆で52,671平方メートル、畑が9件の19筆で29,283平方メートルでした。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が33件の56筆で62,188平方メートル、畑が9件の19筆で29,283平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、42件の75筆で91,471平方メートルであります。詳細につきましては、6ページから10ページに掲載しております。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい、今月は1番の所有権移転はなく、2番の利用権設定は、内之浦地区が5件、高山地区が37件あります。まずはお目通しのほどお願いたします。それでは2番の利用権設定について審議いたしますが、番号の18番に坂口利邦委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思っております。坂口委員の退席をお願いします。（坂口委員退席）</p>
議長	<p>それでは利用権設定の18番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の18番については提案どおり許可することに決定いたしました。（坂口委員入室・着席）</p> <p>つづきまして、42番から44番に中村重治委員の関係する新規の利用権設定の申請があります。中村委員の退席をお願いします。（中村委員退席）</p>
議長	<p>それでは利用権設定の42番から44番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の42番から44番については提案どおり許可することに決定いたしました。（中村委員入室・着席）</p> <p>つづきまして、66番、67番に立迫直美委員の関係する新規の利用権設定の申請があります。立迫委員の退席をお願いします。（立迫委員退席）</p>
議長	<p>それでは利用権設定の66番、67番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、利用権設定の66番、67番については提案どおり許可することに決定いたしました。（立迫委員入室・着席）</p> <p>18番、42番から44番、66番、67番を除く他の36件の申請分について一括審議します。異議・意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、利用権設定の42件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第4号については終わります。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。11ページをお開きください。報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」2件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。</p>

	【なしとの声あり】
議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました2件分の確認を終わります。</p> <p>つづきまして、12ページをお開きください。</p> <p>つぎに報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が9件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-7-62」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-7-62」について説明いたします。</p> <p>申出人が、肝付町南方〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申出希望地が肝付町南方字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は田が1筆935平方メートル、あっせんの種類が譲渡希望で、希望価格については周辺相場となっております。場所につきましては、〇〇の北側、〇〇振興会内にある田になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-7-62」のあっせん委員に、地区委員の上高原委員と黒江委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-7-63」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-7-63」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿児島市〇〇 〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番で、地目・面積は、畑が1筆882平方メートル、あっせんの種類は譲渡または貸付希望です。希望価格については周辺相場、貸付の希望期間は要相談となっております。場所につきましては、〇〇池を過ぎて、〇〇集会所を南にまがり、さらに西側に進んだ奥に広がる〇〇地区内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-7-63」のあっせん委員に、地区委員の横山委員と内村香織委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-7-64」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-7-64」について説明いたします。</p> <p>申出人が福岡県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で2,385平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については反当5,000円、希望期間は5年となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内に有料老人ホームの〇〇がありますが、その北側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-7-64」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-7-65」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-7-65」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で1,759平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については反当5,000円、希望期間は5年となっております。</p> <p>場所につきましては、さきほどの「あ-7-64」の畑の北側になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-7-65」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員をお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-7-66」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-7-66」について説明いたします。</p> <p>申出人が埼玉県〇〇郡〇〇町〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番で、地目・面積は、畑で607平方</p>

事務局	<p>メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内に〇〇神社がありますが、その東側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-7-66」のあっせん委員に、地区委員の上高原委員と黒江委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-7-67」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-7-67」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿児島市〇〇 〇丁目〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で1,385平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については周辺相場、希望期間は5年となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会内に割烹〇〇がありますが、南側に約200メートル進んだ右側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-7-67」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と山下委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-7-68」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-7-68」について説明いたします。</p> <p>申出人が東京都〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、畑で2筆計3,372平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については周辺相場、希望期間は3年からとなっています。</p> <p>場所につきましては、後田の〇〇広場がありますが、その西側、〇〇振興会内にある畑と、東側の〇〇振興会内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-7-68」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と私でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-7-69」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-7-69」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町新富〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で747平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇から南へ約400メートル進んだ右側にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-7-69」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-7-70」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-7-70」について説明いたします。</p> <p>申出人が鹿児島市〇〇 〇丁目〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地が、肝付町岸良字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、田が405平方メートル、畑が787平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については田が全部で4万円、畑が全部で3万円となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇小学校の西側にある田と、〇〇振興会内にある畑になります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-7-70」のあっせん委員に、地区委員の美坂委員と上高原委員でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。</p>

	つづきまして、17ページをお開きください。 報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。
事務局	あっせん申出に係る整理について、17ページから21ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。また、令和6年度分については1年が経過しましたので、あっせん打ち切りの通知をいたしました。 その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申出の整理につきましては以上です。
議長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議長	ないようですので、22ページをお開きください。 報告・協議の4番、令和8年度最適化活動の目標の設定について、事務局が説明します。
事務局	令和8年度最適化活動の目標を22ページから23ページに掲載させていただきました。最適化活動における農地の集積、遊休農地の解消におけるそれぞれの数値は、令和7年度の実績を参考にして、8年度の目標値を設定しました。 …資料に基づき詳細説明… 活動計画はホームページ等で公表することとなっておりますので、この活動計画内容でよろしいか、ご審議願います。以上よろしく願います。
議長	ただいま、令和8年度の最適化活動の目標設定について説明がありましたが、皆さんから何か質問等ございませんか。はい、藤井委員。
藤井委員	9番、藤井です。資料の(2)に遊休農地の解消の課題が書いてありますが、この課題をクリアしないとなかなか難しいと思うが、これらを目標にしていくのであれば、農業振興課とかでは小規模な基盤整備とか、何かそのような取り組みが今後できるのかそこをお聞きしたい。現状のままで行くのか。
事務局	そのような内容については、農業振興課の方には確認が取れていませんけれども、基盤整備を小規模的にも今後行っていくという情報も入っておりません。基本、遊休農地が広がっているのは中山間地域になるわけで、基盤整備等を行うということではなく、生産性の低い農地は非農地として扱うなどの判断、処理を進めるべきだと思います。
藤井委員	はい、わかりました。
議長	他にありませんか。 ないようですので、令和8年度最適化活動の目標の設定については、提案のとおりの内容でよろしいでしょうか。
	【異議なしという声あり】
議長	はい、それではこの内容で公表したいと思います。 その他で皆さんから何かありませんか。はい、坂口委員。
坂口委員	農地の貸借について、基盤法から機構法に移行されたことで、契約途中で売りたいという話が出たときに、これまで通り合意解約があれば解約することは可能か。
事務局	そこは、これまで同様、合意解約があれば可能です。
議長	他に何かありませんか。 無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、5月26日(火)の午前開催予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、4月の定例総会を閉会いたします。

<午前10時51分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和8年4月23日

肝付町農業委員会

会 長 永野 易美

委 員 藤井 勇次

委 員 上名主 辰也